

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、『「人づくり」「製品づくり」を通して、広く社会に貢献する』を経営理念とし、顧客満足度の向上と企業価値の創造により企業の社会的責任(CSR)を果たすべく、正確な経営情報の把握と迅速な意思決定に努めております。

そのために、公正かつ透明な経営を担保するコーポレート・ガバナンスの重要性を十分に認識し、その充実強化を経営の最重要課題のひとつと位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
齋藤信房	963,500	12.50
齋藤光代	580,000	7.52
齋藤邦彦	423,500	5.49
株式会社商工組合中央金庫	225,000	2.92
田中園枝	216,500	2.81
齋藤彰則	215,000	2.79
INTERACTIVE BROKERS LLC(常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	189,000	2.45
有限会社フジシゲ	159,000	2.06
天井全兄	122,000	1.58
伊藤衣代	108,000	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3 月
-----	-----

業種	輸送用機器
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人と決算手続きについて打ち合わせを行う一方、会計監査人の指摘事項及び要改善事項に係る「決算講評」や、年2回の「実地棚卸し」に立ち会うなど、会計監査の実施状況の把握に努めております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室が行う法令・定款及び内部規程等の遵守及び業務遂行の適正性に係る内部監査に関して実施結果報告を受けると共に、指摘事項について改善状況のフォローに努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
谷 真人	弁護士													○
上田 恒生	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷 真人		日比谷見附法律事務所	谷 真人氏は、弁護士であり、法務的観点から監査体制の強化の機能を担っていただくため。また、主要な取引先の出身者等ではないことから、独立性が高いと認識しております。
上田 恒生	○	東京ベルト株式会社 代表取締役会長、当社独立役員	上田 恒生氏は、長年にわたって、東京ベルト株式会社を経営され、経営者としての高い識見を生かし、第三者的視点から、業務執行の適法性や妥当性、会社の適法性のチェックの機能を担っていただくため。なお、当社は同社との取引関係がなく、独立性が高く、また、一般株主との利益相反のおそれがないことから、独立役員に選定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

従業員へのインセンティブを優先して考えており、取締役へのインセンティブの付与は、現在のところ実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役4名 支給総額 99,510千円
監査役2名 支給総額 5,930千円
社外監査役2名 支給総額 1,780千円
取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、管理本部副本部長より取締役会開催の日程及び議題について毎月通知する一方、常勤監査役より事前説明を行うと共に、不参加の場合には、取締役会議事録及び関連資料を配付しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 現状体制の概要

当社は、迅速な意思決定によるスピード経営、事業規模およびこれらに対する監査機能の適正性等を総合的に判断し、監査役制度を採用しており、取締役会および監査役会により、業務執行の監督および監査を行っております。

取締役は4名、監査役は4名で、社外取締役は選任しておりませんが、監査役のうち2名は社外監査役であります。社外取締役の選任に関しましては、「現状の体制を採用している理由」に記載の通りです。

(2) 取締役会

取締役会は、毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要な事項等の意思決定および業務執行の監督を行っております。

(3) 監査役会

監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名を含む非常勤監査役3名の合計4名で構成され、四半期毎に開催し、また監査役は取締役会に出席し、意見を述べるなど、取締役の業務執行が適正かどうかの監査を行っています。また会計監査人と情報交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性の向上に努めております。

(4) 監査役の機能強化に向けた取り組み

内部監査室が、常勤監査役とともに、各部門およびグループ会社に対して、定期的に監査を実施し、業務執行の適正性、法令遵守等のチェックを行い、指導を行っております。

また、監査役が監査役監査をより実効的に行えるよう、必要に応じて業務補助のために監査役スタッフを置くことにしています。

(5) 公認会計士の状況

会計監査は、会計監査法人である東陽監査法人の監査を受けております。平成28年3月期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、指定社員・業務執行社員2名であり、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士8、その他2名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役設置会社として、少数の取締役(4名)による迅速な意思決定と、取締役会の活性化を図り、経営の公正性および透明性を高め、効率的な経営を実現してまいりました。社外監査役(2名)による客観的かつ中立的監視の下、経営の監視機能の面で十分に機能しているものと判断しております。

当社は、監査役4名中1名を独立役員として指名し、監視機能の客観性および中立性を確保しております。

各監査役は、法令、財務、会計、企業統治に関して、専門的な知見を有しており、職歴、経験、知識を生かして、適法性の監査にあたり、また社外監査役は、外部者の立場から経営全般について大局的な観点で、助言を行っています。

当社は、監査役が監査役監査をより実効的に行えるよう、必要に応じて監査役スタッフを置くことにし、当該使用人は、取締役からの指揮系統から分離独立することとしています。

各監査役は、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等の監査に加えて、取締役および重要な使用人と適宜意見交換を行うなど、監視機能の強化に努めております。

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、独立した立場から経営への助言や監督を強化するために社外取締役を設置することの重要性を十分認識しており、社外取締役候補者の選定を進めてまいりました。しかしながら、社外取締役が経営判断に参加しつつ、経営に対する実効的な監督を行うためには、当社やキャスター業界に対する深い理解と知見が必要であると考えておりますが、残念ながら現状では、適任者の選定に至っておりません。今後とも適任者の選定に向けた取組みを進めてまいりますが、こうした状況下で、あえて社外取締役を選任しても、効率的な会社運営を阻害するおそれがある一方、経営に対する実効的な監督を期待することも難しいため、相当ではないと考えております。

社外監査役は、独立性を確保しその役割を十分に果たしていると思料されることから、現状では、企業統治において特段の問題は発生しておりませんが、今後とも引き続き社外取締役適任者の選定に向けた取組みを進める等、コーポレート・ガバナンス体制の強化を進めてまいります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部管理副本部長小島芳邦が担当	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他

当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、经营理念・行動規範並びにコンプライアンス規程等に基づき、適正な職務執行に努めなければならない。
- (2) 当社の監査役は、監査役会規程等に基づく独立した立場から、内部統制システムの構築や運用状況を含め、当社グループの取締役や使用人の職務執行の適正性について監査する。
- (3) 当社の内部監査室は、監査役や国内外の会計監査人と連携しながら、当社グループの取締役や使用人の職務執行の適正性について監査する。
- (4) 当社は、法令違反その他コンプライアンスに係る問題を早期に発見し是正するため、対象範囲をグループ全体とする内部通報制度を設ける。社員等は、かかる問題を発見した時は、常勤監査役又は顧問弁護士等に通報しなければならない。会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- (5) 当社は、反社会的勢力排除に向けた基本方針を定め、反社会的勢力との関係遮断や不当要求拒絶のための体制を整備する。
- (6) 当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性を確保するため、内部統制委員会の承認の下、内部統制システムが有効に機能することを継続的に評価し、必要は是正措置を講じる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、法令や文書管理規程等に基づき、保存媒体に応じ適切かつ確実に記録・保存・管理を行う。取締役及び監査役は、適宜、これらの情報を閲覧・複写できる。
- (2) 情報の保存及び管理については、別途、情報セキュリティに係るガイドラインや個人情報取扱規程・インサイダー取引防止規程等を定め、情報管理の徹底を図る。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、企業活動に係る様々なリスクに対処するため、平時においては、内部監査室がリスクの指摘や軽減に取組み、有事においては、社長を本部長とする緊急対策本部が有事対応マニュアルに従い対応する。
- (2) 当社は、グループ各社の相互連携の下、当社グループ全体のリスク管理を行う。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会を当社グループの経営戦略や業務執行等に係る最高意思決定機関と位置付け、取締役会規程に基づき原則毎月開催するとともに、業務の執行状況を監督する。必要に応じて適宜、臨時取締役会や各種委員会等を開催する。
- (2) 当社グループは、年度予算と将来の経営環境を踏まえた中期経営計画を立案し、その達成に向けた具体案を実行する。当社は、当社グループ全体の目標を管理し、業務執行を監督する。グループ各社は、相互連携の下、それぞれの業務の効率性と有効性を追求する。
- (3) 当社グループは、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程等を定め、責任の所在を明確にし、公正で効率的な執行手続を確保する。また、当社においては、執行役員制度を導入し、効率的な業務執行を図る。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、関係会社管理規程を定め、子会社の承認事項や報告事項等を規定する。これに基づき、子会社は、業務執行状況の定期的報告や重要事項に係る事前協議・決裁申請を行う。
- (2) 当社は、子会社担当取締役・常勤監査役及び内部監査室が中心となって、国内外の会計監査人と連携しながら、定期的に子会社の業務執行を監査する。また、子会社の取締役等は、当社で開催する各種会議に出席し、経営課題の報告を通して方針の徹底を図る。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査補助業務を行う使用人を置く。その人事等については、取締役と監査役が協議して決定する。
- (2) 上記の使用人は、当該業務を優先し、取締役等上長からの指揮・命令系統から分離独立する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、上記報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人等は、業務の執行状況について適宜、また、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は直ちに、監査役に報告する。監査役は、取締役又は使用人等に対して、必要に応じ説明を求めることができる。
- (2) 当社グループは、上記報告に関して、グループの取締役及び使用人等に対し当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を周知徹底する。

8. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生じる費用に関して、速やかに支払処理を行う。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会など重要な会議に出席するとともに、適宜、業務執行に関する文書等情報を閲覧・複写できる。また、監査役は、必要に応じて、外部専門家（弁護士・公認会計士等）を活用し助言を受けることができる。
- (2) 監査役は、代表取締役・内部監査室及び国内外の会計監査人と定期的に面談し、意思疎通と相互連携を図るため、意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨み、またそれらからの不当な要求には一切応じません。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「コンプライアンス規定」で、役員及び社員等が法令等の遵守に基づき社会的責任を果たすことを定め、具体的には行動規範の自主行動基準に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たず、またそれらからの不当な要求には応じません」と明

記して公表しています。反社会的勢力からの接触があれば、総務部が対応し、必要に応じて、顧問弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な措置を講じることにしています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制および内部統制の仕組み】

